

## 甲賀市観光協会イベントボランティア申込要綱

(目的)

第1条 この要綱は、甲賀市観光協会（以下「当協会」とする。）が共催・後援・協力するイベントに対してボランティアを派遣するため、甲賀市観光協会イベントボランティア（以下「ボランティア」とする。）の申込を行うことに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申込・登録・派遣主体)

第2条 ボランティアの申込・登録・派遣主体は、当協会とする。

(申込条件)

第3条 ボランティア申込できる者は、次のとおりとする。

2 滋賀県内に在住、勤務、在学又は拠点を有している個人及び団体にボランティア活動に理解と熱意がある者、並びにそれらの者で構成される団体とする。

3 申込できる年齢は、申込しようとする年度の4月1日現在で満19歳以上である者とする。

(申込手続き)

第4条 甲賀市観光ガイドホームページの甲賀市観光協会イベントボランティア申込フォームにおいて、要綱を承諾し、必要事項を入力する。

2 当協会は、審査の上、正当な事由がある場合には、申込の承認を行わない場合がある。

3 承認の可否は、申込先のメールアドレス宛に送信される。

(登録の変更)

第5条 申込時に申請した事項に変更が生じた場合は、申込フォーム内の変更手続きページから手続きを行う。

(登録の抹消)

第6条 当協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

(1) 退会の申込があったとき。

(2) 当協会が登録者として、不適格と認めたとき。

(登録者への情報提供)

第7条 ボランティア募集の案内は、メール配信とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、必要な範囲内で他の関係機関に提供、または連絡調整に利用することができる。

(個人情報の利用範囲)

第9条 会員の個人情報は、次の範囲内で利用するものとし、当協会と運営管理等に関する委託を受けた業者以外のものが利用することはない。

(1) ボランティアに関する情報等を電子メールにより送付するとき。

(2) ボランティアの仲介を行うとき (事前に会員の同意を得た範囲に限る。)

(損害賠償)

第10条 ボランティア活動中の事故・損害等の発生時は、派遣先で加入している保険が適用される。

(弁償責任)

第11条 ボランティアが活動上の怠慢、故意または過失によって、イベント参加者又は当協会・派遣先に損害を与えたときは、ボランティア本人がその弁償責任を負う。

附 則

本要綱は、平成29年7月1日から実施する。